

総務常任委員会 記録

- 1 開会日時 令和元年6月20日(木)午前9時57分開会
- 2 開会場所 三次市役所本館6階603会議室
- 3 事 件
議案第52号 三次市支所設置条例及び三次市立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)
議案第53号 三次市手数料徴収条例等の一部を改正する条例(案)
議案第54号 三次市消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う関係条例の整備等に関する条例(案)
議案第55号 三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)
議案第62号 動産の買入れの契約について
- 4 出席委員 杉原利明, 鈴木深由希, 大森俊和, 岡田美津子, 澤井信秀, 山村恵美子,
藤井憲一郎, 新田真一
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明のため出席した職員
【総務企画部】中村総務企画部長, 東山総務課長, 宮脇企画調整課長, 河野総務企画部付課長,
瀧熊行政係長, 倉川特命担当係長
【財務部】日野財務部長, 細美財政課長, 秋山財政係長
【地域振興部】中原地域振興部長, 桑田地域振興課長, 田村地域づくり係長
【危機管理監】川村危機管理監, 白附危機管理課長
- 7 議 事

午前9時57分 開会

○杉原委員長 それでは、3分早いようでございますけれども、皆さんおそろいでございますので、総務常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名でございます。全員出席でありますので、委員会は成立をしております。

本日の委員会に傍聴の希望があった場合、これを許可したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 異議なしということで、傍聴を許可することといたします。

本日の審査日程について申し上げます。本日の審査日程は、お手元に配付の次第のとおり行います。議案5件、それぞれ質疑を行った後、一括して討論、採決を行います。また、本日は令和元年度の年間活動計画及び行政視察計画案と常任委員会の政策提言等の成果について協議を行うように予定をしておりますので、円滑な進行に御協力をお願いいたします。

暑いと感じられる方は、上着を脱いでいただいで結構でございます。

それでは、議案の審査に入ります。

最初に、総務企画部が所管する議案の審査を行います。

議案第52号、三次市支所設置条例及び三次市立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

中村総務企画部長。

○中村総務企画部長 では、総務企画部が所管しております、まず議案第52号、三次市支所設置条例及び三次市立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)でございます。

本案でございますが、吉舎支所等の建てかえに伴い、吉舎支所及び吉舎図書館を工事期間中、一時的に移転をして業務等を行うため住所を変更するものです。吉舎支所は、現在の老人福祉センターに、吉舎図書館は現在の共同福祉施設にそれぞれ仮移設するものです。本条例の施行期日は、工事の発注及び進捗状況に応じて別途附則で定めることとしております。

以上、議案第52号に係る御説明とさせていただきます。よろしく御審査のほどお願いいたします。

○杉原委員長 この議案に関しましては、総務常任委員会のフォルダのほうに資料提供、総務企画部からいただいております位置図の、この引越し状況が図にしてあるのが総務委員会のフォルダの令和元年度6月定例会のフォルダに入っておりますので、参考にしてみてください。

それでは、この議案に対する質疑を行います。質疑のある方の発言を願います。

山村委員。

○山村委員 共同福祉施設、商工会、吉舎の支所が入ってらっしゃいます。図書館は2階になるんですか。

○杉原委員長 中村総務企画部長。

○中村総務企画部長 共同福祉施設の2階に建設予定です。

○杉原委員長 ほかにございますか。

大森委員。

○大森委員 以前、議会報告だったかな、そのときに吉舎のまちづくりに対する異論を唱えておられた人が1人おったんですが、議会として審議をする中で、この吉舎のまちづくり、拠点施設の建設、大変すばらしい思うて一生懸命気にしながら応援しとったんですが、どんなんですか、中でのそういうような、100%ということにはならないと思う、こういう事業というのは。何や、おれはやだよみたいなのおおると思うんじゃけど、おおむね順調にっておりますか。

○杉原委員長 中村総務企画部長。

○中村総務企画部長 その前に、先ほどの吉舎支所の移転ですが、1階でした。

吉舎の生涯学習センター等の建設については、吉舎の中で、地域の住民の方も入っていただいた検討会といいますか、これまでもずっとワークショップ等も開催しながら、機能のタイプとか施設の位置づけとか、今後の活用方法について議論をされて、結果的にまとめていただいておりますので、いろんな意見はあろうかと思いますが、基本的にはこういう施設をしっかりと活用して地域を活性化していくものという形で、今回、予算のほうも補正予算のほうを提案させていただいております。

ますので。

○杉原委員長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 ないようでございますので、以上で議案第52号に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第53号、三次市手数料徴収条例等の一部を改正する条例(案)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

中村総務企画部長。

○中村総務企画部長 続きまして、議案第53号、三次市手数料徴収条例等の一部を改正する条例(案)です。

本案は、工業標準化法の一部が改正されたことに伴い、関係条例である三次市手数料徴収条例など、4条例の一部を改正するものでございます。その内容ですけれども、工業標準化法における標準化の対象になる「データ、サービス等」を追加し、日本工業規格を日本産業規格に、法律の題名が産業標準化法に改められたことに伴いまして、三次市手数料徴収条例、三次市立図書館設置及び管理条例、三次市個人情報保護条例及び三次市情報保護条例の規定中の日本工業規格という文言を日本産業企画に改めようとするものです。施行期日は令和元年7月1日としております。

以上で議案第53号に係る議案説明とさせていただきます。よろしく御審査お願いいたします。

○杉原委員長 それでは、議案に対する質疑を行います。質疑のある方の発言を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 よろしゅうございますか。ほかにないようですので、以上で議案第53号に対する質疑を終結いたします。総務企画部の皆さん、ありがとうございました。

(執行部入れかえ)

○杉原委員長 それでは、財務部が所管する議案の審査を行います。

議案第54号、三次市消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う関係条例の整備等に関する条例(案)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

日野財務部長。

○日野財務部長 皆さん、おはようございます。議案第54号、三次市消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う関係条例の整備等に関する条例(案)について御説明を申し上げます。着座にて失礼いたします。

本案につきましては、本年10月1日から施行予定でございます消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴いまして、関係する施設及び設備等の使用料等を改定するものでございます。関係条例であります三次市コミュニティセンター設置及び管理条例ほか63条例の一部を改正しようとするものでございます。該当いたします施設数につきましては209の施設でございます。内訳といたしましては、直営が84、それから指定管理が125施設でございます。

この改定する使用料の算定方法について申し上げます。現行の使用料と、現行5%ということの

中で、まず5%で割り戻しをいたします。税引き前の金額をまず算定し、それに対して10%の消費税率を乗じまして、10円未満を切り捨てて算定をしたところでございます。なお、消費税率が8%となった平成26年7月以降に整備をされた施設につきましては、8%で割り戻しをして算定をいたしております。

それから、今年度から開館あるいは条例化をいたしました三次区拠点施設もののけミュージアムと上田町山のがっこう、この2施設につきまして、それから平成29年4月以降に開館をいたしました3施設ございますけど、まず、子供の室内遊び場「みよし森のポッケ」、それから甲奴健康づくりセンターゆげんき、みよし運動公園のスケートパーク・トライアルパーク、これにつきましては、不特定多数の個人が利用をする施設であるということで、このたびの料金改定の対象外としておるところでございます。

以上、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いを申し上げます。

○杉原委員長 これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の発言を願います。

藤井委員。

○藤井委員 初日の質問にもあったと思うんですけど、8%に上がったときに据え置いておいた施設と、そのときに料金を改定した施設があったというふうに聞いとるんですけど、その据え置いていた理由というのがいまいよくわからなかったもので、その点と、あと、もともと税抜き表示にしておけば、何かあったときに、市民の利用を考えて、そこはちょっと費用につながっても何しようとか、それも容易にできるんじゃないかという思いがあるんですけど、それについてお伺いさせていただきます。

○杉原委員長 細美財政課長。

○細美財政課長 2点御質問を頂戴いたしました。まず1点目でございます。前回、平成25年10月に御説明をさせていただきました。26年4月からの引き上げのときの対応でございます。当時、8%、10%の2段階引き上げが既に決まっておりました。2段階引き上げまでに1年半の予定で当初はございました。このために、8%のときに引き上げ、さらに1年半後に10%に引き上げるという2段階の作業をすることは、1つはそれのたびに2回上がりますので、市民の方にそれぞれ混乱を招きやすいだろうということ、それと単純に事務量のことも含めて、これは1回で10%のときにやらせていただきたいというのが趣旨でございまして、前回いわゆる据え置くことで、市民の方の負担を減らそうというよりも、本来、転嫁をするべき、消費税は転嫁させていただきたい、しかしながら市民の方への周知、それから事務等々を考え合わせて、それで一旦先送りをしてというのが前回の考え方でございます。

それから、2点目でございます。税抜き価格での設定、こちらのほうについても、実は今回も若干検討いたしました。例えば、今回あわせて出ております水道料、下水道の使用料、これにつきましては、今回の改定で本体価格の単価を切りまして、それに消費税率を掛けるというルールに条例の文章が変わっております。これはシステムにおきまして10円単位ではじまして、消費税を掛けて、円単位で実際請求をさせていただくということができまので、さほど影響ございません。

ただ、御存じのように、施設の使用料というのは円まで請求をさせていただいてなくて、今回も

御提案申し上げておる、全部10円で切り捨てをさせていただいておるので、やはり実際現場で払われることを考え合わせますと、そのの利便性を担保するために10円単位、そうしますと、もとの以前の従前どおりで税率を改正するために円の端数が出る可能性、それから、例えば部屋料プラス暖房料であったり、部屋料プラス、施設によっては備品類のものもございますので、そういうものの組み合わせによって円単位が請求書で出てくるというようなこともあるものですから、使用料にしましては、個別にいわゆる税込み価格で10円単位のものというふうな整理をさせていただいておる関係から、今回も従前どおり内税、税込み価格での改定をさせていただいたところでございます。

○杉原委員長 ほかに質問ございませんか。

新田委員。

○新田委員 今回の施設使用料の見直しは、消費税の引き上げに伴ってということですが、それ以外に施設使用料を見直すというのは、何かこういった場合とか、こういった要件が要るとか、そういったものがあるのでしょうか。

○杉原委員長 細美財政課長。

○細美財政課長 新田委員御指摘の、今回は消費税の改定分のみをさせていただいております。従前より使用料につきましては、かかった経費を適切に御負担いただくという考えの中で見直し等々はございますけれども、どういったところのタイミングかということになりますと、1つは、例えばですけれども、行財政改革などで見直しをまとめてさせていただくこともありましようし、また、個別の施設によって機能を加えるとか、新しい施設を足すとかいったときに、またあわせて見直すということがございますと思いますけれども、いずれにしても、その場合は個々の施設の状況を見て見直すということになるかと思っております。

○杉原委員長 新田委員。

○新田委員 それぞれの施設が、さっき直営と指定管理と分けておっしゃいましたけど、それぞれの施設が今の見直しの、一定の権限というものを持っていると思えば、指定管理、直営あわせて。

○杉原委員長 日野財務部長。

○日野財務部長 1つは直営の場合と、それから指定管理の場合で取り扱いが違います。直営につきましては、税で、条例で設けておる金額で徴収ということになりますけれども、指定管理の場合、その施設の利用料については条例の各上限として、その内数で定めることができるようになっております。つまり、その施設を運用する上において、例えば料金を下げるということとはできるようになっておるといのが特徴ということになります。

ただし、実態とすれば、上限額を定められておくことが多いわけでございます。したがって、今回は税の転嫁です。ということがありますので、10%分の税は転嫁して徴収をしていただくという必要があるわけですが、税抜きのもとの料金、ここらあたりを下げていくという施設はあるかもしれません。それは指定管理者の判断ということになっております。

全体の使用料については、やはり市民生活への影響というのがある意味出てくるといったものがございます。そういったことを考えますと、やはり全体の行革の大綱といたしますか、行革の考え方

の中で審議をしながら進めていくということになるかと思いますが、現在のところは、この税の改定以外に、使用料そのものを当面見直すというところは、今のところ考えてはおらんわけですけども、今後、また情勢を見ながら、そこらあたりについては検討していくことがあるかもしれません。現在のところは未定です。

○杉原委員長 ほかに。

岡田委員。

○岡田委員 先ほどの説明の中での子供のポケとか、ゆげんき、スケートパークが対象外となるということでしたけれども、今後、そういった消費税のときとか、何年か先でそういうような状況が起こったときには、どういうふうな方向でとかいうのは。

○杉原委員長 細美財政課長。

○細美財政課長 仮定の話でございますので、若干どのようになるかというところは明確ではございませんけれども、今回、先ほど申しあげましたように、開館から間がないために、あそこの施設は何百円ですということを周知がされていて、それが不特定多数の方でございますので、あちこちにお知らせをしているというのを、それを書きかえるというような、改めるというのに時間がかかるなどということもあつて見送っております。ただ、数年先に、開館からもう既に何年かたつておつて、その場合には、そのときの判断にはなりますが、当然消費税の分も転嫁をさせていただくということがあり得ようかと思つてはおります。今回はやっぱり開館から間がないということが大きな要因になっておるといふところでございます。

○杉原委員長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 ないようでございますので、以上で議案第54号に対する質疑を終結いたします。財務部の皆さん、ありがとうございました。

(執行部入れかえ)

○杉原委員長 それでは、地域振興部の所管する議案の審査を行います。

議案第55号、三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

中原地域振興部長。

○中原地域振興部長 おはようございます。それでは、議案第55号、三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)について御説明を申し上げます。

本案は、地域集会所のうち7施設を普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、別表中、五反田集会所、徳市コミュニティ集会所、古市コミュニティ集会所、安田古市コミュニティ集会所、鳥巣コミュニティ集会所、清綱コミュニティ集会所及び日南集会所の7施設の名称及び位置を変更とするものでございます。このことによりまして、地域集会所の数は現在の36施設から29施設となります。

以上、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○杉原委員長 この議案に対する質疑を行います。質疑のある方の発言を願います。

大森委員。

○大森委員 教えてください。今読まれたところの集会所を統合するということですか。それとも名称だけを1つにするということですか。いただいとる図面でいうと、五反田集会所と八次集会所を三次市八次集会所に改めるというふうになるわけですね。

○杉原委員長 中原地域振興部長。

○中原地域振興部長 今読み上げました7つの集会所を条例から外すということでございます。

○杉原委員長 大森委員。

○大森委員 ただ条例から外すということですか。それで施設数を削除するというか、減す、その意味は何ですか。

○杉原委員長 中原地域振興部長。

○中原地域振興部長 公共施設については、三次市公共施設総合管理計画に基づきまして、施設数の3分の1の削減という大きな計画を持っております。その中で、利用者が限られておりますこういった集会所についても譲渡の方向ということが示されております。その中で、地元関係者の皆様と協議を進めていく中で、順次譲渡を行っていかうとするものです。

○杉原委員長 大森委員。

○大森委員 譲渡ですか。地元譲渡をするということですか。

○杉原委員長 中原地域振興部長。

○中原地域振興部長 そうです。地元とそういった協議をさせていただく中で、このたび行政財産から普通財産のほうに移させていただいて譲渡させていただくというものです。

○杉原委員長 徳市だけは譲渡しないということですよ。この7つのうち徳市以外は地元譲渡ということで。

中原地域振興部長。

○中原地域振興部長 徳市については地元のほうで譲渡を受けないという部分がありましたので、そのまま普通財産ということになります。ただ、地元の方からは、ほかに使える、そういった集会所がすぐ近くにあるので、ある意味支障はないというふうに聞いております。

○杉原委員長 大森委員。

○大森委員 譲渡はいいんですけど、各それぞれの集会所、ほとんど老朽化してますわね。普通財産に移行するということになれば、そういう部分のフォローというのは、ケアというか、どういふふうにお考えになっておられますか。例えば、うちの集会所なんか、教育集会所から地元移管になって、地元で全部電気代から何から払いよるものね。このたび、雪がだ一っと落ちて、雨どいが壊れた。雨どいの修理だけはごくわずかで、二、三万ぐらい。ところが、それに鉄骨を組んで足場を組んでやりよるいうたら、二十何万かかるんですね。そういう部分も含めて、地元の人が自力で運営してもらわなきゃいけないけど、しかし、行政も譲りましたよ、うちは知りませんよというん

じゃなしに、やはりそこらのところをどういうふうにお考えなのか教えてください。

○杉原委員長 中原地域振興部長。

○中原地域振興部長 地元の皆様と譲渡の話をさせていただく中で、基本的にはある程度の修繕というのはさせていただいた上で譲渡ということになります。もともとある集会所の機能をさらに上げるような、そういった修繕というのはできないんですが、もともとの集会所機能が失われるような部分についての修繕についてはさせていただいた上での譲渡をさせていただくということになりますし、譲渡後にその建物が修理されることがありましたら、そういった場合には、地域集会所施設整備事業補助金制度といったようなものもありますので、そういった制度を活用していただこうと思います。

○杉原委員長 ほかに質疑ございませんか。

ちなみに、総務常任委員会のフォルダのほうに資料提供で、地図と写真と、この建物の面積等が書かれている資料が入っておりますので、参考になさってください。

藤井委員。

○藤井委員 地域集会所がこの三次市でトータル何件存在していて、今までトータル何件あって、譲渡が済んだ件数と、今回、まだ今は議案通ってないですから、譲渡済んでないほうに入ると思うんです。譲渡が済んでないものと済んでるものと、地域で今の徳市みたいに要らないよとか、維持できませんとかいうふうな結論に至るであろうと思われる件数、これについてトータルの件数を教えてください。今回の議案のことで、日南集会所の屋外灯を常会長で取りまとめをさせてもらった経緯もあって、本当にうちとしてもよくいろんなものを修繕してもらったりしたんですけど、今後、維持管理というのが地域の課題になると思うんですけど、それはもう徳市のコミュニティ集会所が崩して更地にされるとか、こういう地域に受け取らなくなったものを市としてどうされるおつもりなのかというのを、その2点を教えてください。

○杉原委員長 中原地域振興部長。

○中原地域振興部長 合併時に地域振興課のほうで所管をしておりました集会所が66施設ありました。現在残っておりますのが36施設あります。今回7施設を5条から落とすということで、残りが29というふうになっております。基本的に地元のほうで受けないということになった場合には、市のほうで今後の活用のことを考え、活用できないということであれば廃止の方向になるかと思いません。

現在残っている集会所のうちで、29施設のうちの全部を今後どうしていくかというのはまだ決まっておられません。29のうちで、もう譲渡に向けて修繕等を既に行っている集会所もありますし、それから地元ともう少し詳細に話を進めていく集会所もあります。中には集会所の規模が大きくて、なかなか地元では受けることが難しいといった施設もあります。個別の箇所数については、具体的にはわかりませんが、状況としてはそういうような状況です。

○杉原委員長 藤井委員。

○藤井委員 例えば、この徳市のコミュニティが地元でもう譲渡を受けませんということになったら、誰も寄らなくなって、草がぼっと生えて、そういう心配もあるわけですね。その維持管理し

ていくのだったら、今度、市でやっていかなければならない。そういうことで、そういう譲渡を受けないその公共施設をどんどんそのまま増やして行って、草むらになるようなことがないような今後の管理をしっかり市としてやっていかにゃいけんというのがあると思います。

集会所じゃないけど、三良坂には三良坂小学校の廃校があつて、今は関係ないですけど、あそこも草ぼうぼうで、誰も寄らんようになってしまったようなものもありますから、やっぱりそういうことも踏まえて、うまく考えながら譲渡を進めていただきたいと思います。意見をお願いします。

○杉原委員長 ちなみに徳市はどうするんですか。壊すか、まだ決まってないんですか。

中原地域振興部長。

○中原地域振興部長 現時点では、はっきり決まっておられません。

○杉原委員長 岡田委員。

○岡田委員 今の藤井委員の徳市の集会所にほぼ同じようなあれですけども、今まで徳市のコミュニティ集会所というのは、どういうふうな使い方をされてきたのかなど。結構戸数があったり、人も多いですけれども、できるところがあるよということでしたけれども、今回、譲渡に当たっていろいろと修繕が要るというようなことも、修繕もしてということなんですけれども、どういう修繕が多いんですか、教えてください。

○杉原委員長 中原地域振興部長。

○中原地域振興部長 徳市コミュニティ集会所ですが、現時点で余り現状としても使われていないという状況のようです。隣に吉舎徳市自治交流センターというのが、こちらの資料にも載っていますが、地元の方はこちらのほうを通常使われるということですので、地元のほうからも特に譲渡を受けないということをお聞きしております。

○杉原委員長 どういう修繕が多いとかいうのがわかればお願いします。

桑田地域振興課長。

○桑田地域振興課長 今までの集会所の修繕の情報で、多いのは屋根ですが、それと水回りですとか、床の修繕の要望が多いです。

○杉原委員長 岡田委員。

○岡田委員 譲渡に当たって、地元管理、やっぱりちゃんとしてあげなきゃいけないと思うんですけど、それは大体皆さんの要望というのは、全て聞いていけるようにしていらっしゃるんですか。

○杉原委員長 中原地域振興部長。

○中原地域振興部長 先ほど御説明させていただきましたように、もともとのその集会所のそういった機能を向上させるような部分については難しいんですが、本来の集会所、建物としての機能の部分については対応を、修繕については行っております。

○杉原委員長 岡田委員。

○岡田委員 地元譲渡にするわけですから、やっぱりしっかり、すぐまたどこかを修繕してということがないように、しっかり皆さんの要望を聞いて地元譲渡していただきたいと思います。

○杉原委員長 ほかに質疑ございますか。

新田委員。

○新田委員 逆を知りたいんですけども、新しく地域で集会所をつくる、普通財産になるということは、もう土地も建物もそれぞれ地域でやってくださいよということですよ。いや、新しくつくりたい、私のところはなくて、この間やっとなんかできたんですけども、逆に新しくつくるとなれば、例えば市として、コミュニティ推進等に幾らかの支援や補助があるのか、いや地元で丸抱えで頑張ってくださいよということになるのか、教えてください。

○杉原委員長 中原地域振興部長。

○中原地域振興部長 先ほど譲渡後にまた改修する場合の補助というのがありますというふうにお答えしましたが、同じ補助金、三次市地域集会所施設整備等事業補助金というのがあります。それには建物の新築の場合も補助が出るようになっておりますので、そういった制度を活用していただければと思います。

○杉原委員長 新田委員。

○新田委員 それは恐らく上限があって、ここまでとかいうのがありますよね。あるいは、土地はだめですよとか、そんなのはないんですか。今、建物についてですけど、物を建てようと思えば、土地からまず取得せんといかんのですが。

○杉原委員長 中原地域振興部長。

○中原地域振興部長 先ほどの補助金については、建物ということになりますので、土地については実際に建てられようとしているところの土地の管理者の方のお話ということになるかと思いません。

○杉原委員長 新田委員。

○新田委員 それは定められた上限あるいは条件みたいなものがあれば教えてください。

○杉原委員長 中原地域振興部長。

○中原地域振興部長 新築に要する経費のうち、補助率は2分の1以内、限度額が300万ということになっております。

○杉原委員長 他によろしゅうございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 ほかにないようでございますので、以上で議案第55号に対する質疑を終結いたします。地域振興部の皆さん、ありがとうございました。

(執行部入れかえ)

○杉原委員長 それでは、危機管理監が所管する議案の審査を行います。

議案第62号、動産の買入れの契約についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

川村危機管理監。

○川村危機管理監 議案第62号、動産の買入れの契約について御説明を申し上げます。

本案は、消防ポンプ車の買入れにつきまして、指名競争入札を令和元年5月5日に執行いたしました。4社による競争入札から、2,409万円で株式会社三葉ポンプが落札いたしました。よって、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、

市議会の議決を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

○杉原委員長 この議案に対する質疑を行います。質疑のある方の発言を願います。

大森委員。

○大森委員 4社で入札率は幾らですか。

○杉原委員長 白附危機管理課長。

○白附危機管理課長 今回の入札ですが、予定価格に対しまして93.42%でした。

○杉原委員長 大森委員。

○大森委員 ポンプ車、これはすこぶる特殊な車で、この間も栗屋へ1台入れていただきました。今、消防団が昔は担いで上がりよったものが、今は自力で近くまで行って、今度は4人で手分けをして持って行くような形、すばらしい機械が入っておるものですから。

この間、ちょこっと情報で入ったポンプ車のいわゆる車検切れの車、2台、吉舎町方面であったらしいんですね。教えてほしいのは、なぜそういう事象が起きるのか。例えば、その出張所なりが、この車は車検が何年何月ですよ、例えば修理箇所はどこそこですよというような情報を書き込むようなシステムがあるのかないのか。1カ所で2台というのもちょっと異常だと思うんです。

ここ最近、車による事故が大変多ゆうございます。高齢者であったり、酔っ払いであったり、さまざまな形態なんですけれども、消防車がいざ火事である、いざ災害であるといったときに、絶対に起こしてはならないのが事故なんですね。そういう意味では、車検切れの車に乗ったという、僕に言わせると緊張感がないなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○杉原委員長 川村危機管理監。

○川村危機管理監 このたびの車検切れの車2台の件ですけれども、車検が切れたのが、1台が3月24日で、もう1台が3月14日、1台は2回火災出動に出ています。1台は1回火災出動に出ています。

その原因でございませけれども、車検の管理、車検の期限の管理、基本的には危機管理課のほうで全体の把握はしております。それは、予算要求の関係もございませるので、それは全体を把握して、大体この年はこういう車が車検が来るというのを把握して、一覧表にして持っております。ただ、それはあくまでの予算用で、あと、三次方面隊につきましては、危機管理課のほうで車検を手配いたしますので、そこはきちんとやっていくと。ただ、各支所につきましては、各支所の方面隊につきましては、その各支所でやっていただいていたものですから、今回、吉舎支所のほうで、その事務手続的にそごがあったということだと考えております。

なぜそうなったかと申しますと、直前に、通常その車検の前に頼んでいる車屋さんからそろそろ車検ですよという御連絡をいただいているんですけども、もちろんそれは全く言いわけにならないんですが、それがその会社が変わったものですから、その情報が変わった会社に行っていなかったもので、そのはがきが来なかったと。結局、そのはがきをどちらかという頼りにしていた面が恐らくあったのかなと、はがきが来てから準備しようというようなところがもしかしたらあったのかなというふうに考えております。それによって、年度末の3月の末という時期もありまして、事務処理にそごを来たしたということかというふうに考えております。

ですから、初日の質疑でもございましたけれども、やはり支所の職務として事務処理をしていた
だく必要があると思いますけれども、今後は危機管理課のほうがきちんと、おたくはこのときだよ
ということ伝えて、ダブルチェックで処理をしていきたいなというふうに考えております。

○杉原委員長 大森委員。

○大森委員 いろんなことが重なって、運が悪かったねと言いかえるのか、どうなのか、ようわか
らんけど、もう一つ運が悪くて人でも引いた日にはどうするんですか。全ての言いわけはそれは通
らんです。絶対事故を起こしてはならない、市民の安心・安全、財産をしっかり守るという消防
団、消防署員にしてもそうですけども、あっちゃいけんことが起きたことを、そこをもう一回チェ
ックし直して、今後の対策というものをとってもらいたいと思います。

昨日の一般質問で、今回の最大の原因と要因というのを私は聞きました。ここが一番大事だか
ら、ここを間違えると後の手だてを間違えてしまう。だから、今回の問題は何かというと、絶対あ
ってはならないことが起きた、それは人間ですから失敗もあればミスもあるし、忘れることもあ
る。極力そういうことがないようにするのが人間だから、だから、そういう意味で、もとのしっか
りとした、いや消防にかかわるものがまさかの事故を起こしちゃいけんという、しっかりした信念
を持ってもらいたくて、今こういう苦口を言っております。

私自身も消防団には大変お世話になっています。あらゆる災害、あらゆる火事、人命救助、いろ
いろな面で議員の私で手の届かぬところをやってもろとる。コントロールタワーである危機管理課
が、そこをしっかりしていただきたいということをお願いしたいと思います。

○杉原委員長 意見でございます。

ほかに質疑ございますか。

澤井委員。

○澤井委員 何点か教えてください。前回の説明で、ポンプ車は市内全体で135台入って、そのう
ち7台がポンプ車両というふうに聞かせていただいていると思うんですが、今回この議案で上がって
るポンプ車両、積載車でなしにポンプ車両。実際、そのポンプ車が本当に機能的にそれが一番いい
のかどうか、積載車とどういうふうな関係で選定をされておるのかということ聞かせていただき
たい。

○杉原委員長 白附危機管理課長。

○白附危機管理課長 ポンプ車ですが、先ほどありましたように、市内消防団車両として7台あり
ます。これは備北消防とも、台数とかの、ポンプの数とかの基準をあわせまして、市街地と準市街
地というのがあります。三次の場合には、消防団車両が、消防団のポンプ車があるのが吉舎と甲
奴、三良坂、あと十日市、三次になります。吉舎と甲奴、三次というのは準市街地に属しまして、
まちの中の建物がずっと並んでいる地域、ああいうところで大規模火災が発生した場合には、小型
動力ポンプを1台ずつ持っていくよりも、消防ポンプ車で一気に水を上げて消火に当たるというこ
とで、そういうまちのあるところにはポンプ車を配置するというような形になっております。

○杉原委員長 澤井委員。

○澤井委員 わかるんですが、ですから、常備消防との兼ね合いもあったりしてという感じで、活

動的にはこちらが有利だというマインドですね。積載式の全自動のポンプ車も、あるのはありますわね、似たようなものだから。ですが、それよりかは、やはり常備の消防車と同じようなポンプ車を使うほうが、そうした準市街地的なところはより有効活用ができるという考えということですね。

○杉原委員長 白附危機管理課長。

○白附危機管理課長 車両的に言いますと、吉舎と三良坂には全自動というものが無いので、可搬とポンプ車しかないの、なのでどうしても大規模な火災になって、一遍に水を給水するということになると、ポンプ車のほうが有効になる。そこから中継をしながら、細かいところ、路地へ入っていったりすることは可搬のほうが有利なので、その場所場所の水利とか、中継に置くのかによって違ってきますので、そういうことを考えて配備をさせていただいております。

○杉原委員長 ほかに。

藤井委員。

○藤井委員 先日の質問でもあった、落札の率が93.4というのは聞いてはいたんですけども、まず最初の見積額を出すのには、どういう形をとられとるのか。例えば何社から相見積もりをとられたとか、それとも同様の規模の車両のそういうのが、大体値段が把握されとって見積額を出されとるのかというのを1つ聞かせていただきたいのと、先ほど大森委員が言われた車検切れの件なんですけど、車屋さんからの通知を頼りにしとったというのはちょっと耳にしとったんですけど、そういうところがないようにという、これは意見を今、言わせてもらんですけど、それと、こういう新たな危機管理監に言われて、組織の皆さんにやっぱりしっかりと一元的に管理、把握していただいて、管理していただくのが一番いいんだと思いますし、こういうことを開きにどんどん話を拡大解釈すると、じゃあ今度、消防団員さんの運転免許とか、そういったのも心配されないといけんかなと思ったりもするわけなんです。危機管理監としての、そういった部分での思いというか、消防団で今回こういうことが起きて、消防面に対する管理というか、そういったところに対してどういう思いがあつてかというのを伺いたします。

○杉原委員長 川村危機管理監。

○川村危機管理監 まず、車検切れの件でございます。これは大森委員からも御指摘いただきましたように、基本的にはというか、100%、市のほうできちんと管理をして、安全に消防団員の皆さんに使っていただかなければならんという責務は市のほうにございますので、それを不備があつたと、それによつてもしも事故があつたときには消防団員さんに大変な御迷惑をかける可能性があつたということは、本当に重く受け止めなければならんというふうに思っております。

一元管理ということも、危機管理課のほうできちんとそこは全体を把握して、事務自体は支所のほうでやっていただくとしても、きちんとは支所を管理していくというふうにさせていただきたいと思っております。運転免許のことも、やはり気になるころではございます。これは消防団員さんに限らず、職員でもときどきそういうミスがあつたりいたしますので、そこも、そこは西田団長にお聞きしますと、そこはもう団の中ではきちんとしてくださいというふうには言っておられるというふうにはお聞きをしましたがけれども、再度、我々もきちんとは気をつけて、団のほうにも注意を促

していきたいというふうに思っております。

○杉原委員長 白附危機管理課長。

○白附危機管理課長 落札額ですが、設計の考え方なのですが、三次市としてポンプ車を整備するというのが昨年初めてということで、昨年度から同じようなことをしてるんですが、ポンプ自動車は大きく5つに分かれます。車両本体とそれを改造する標準艀装品、それと取付品と附属品と特殊な機能を持たせたものということで、その5つでそれぞれ見積もりをしております。昨年の設計時で、合併して車両を初めて買うということで、こちらについては備北消防の見積もり等、あるいは入札等の結果を踏まえまして、団に必要な機能を取りそろえていくということで、金額を参考にさせていただいて、設計金額を出しております。

○杉原委員長 藤井委員。

○藤井委員 じゃあ見積もりをとったのも三葉ポンプさんになるんですか。

○杉原委員長 白附危機管理課長。

○白附危機管理課長 大まかな車種等の見積もりは三葉ポンプさんからいただいております。1社ではなく何社か、私の覚えている限りでは3社からっております。

○杉原委員長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 ほかにないようでございますので、以上で議案第62号に対する質疑を終結いたします。

危機管理監及び危機管理課の皆さん、ありがとうございました。

(執行部退席)

○杉原委員長 それでは、全ての議案の質疑が終わりましたので、これから討論と採決に移ってまいります。採決表がついておらんようでございますので、1件1件読ませていただきます。

まず、議案第52号、三次市支所設置条例及び三次市立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第52号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

続いて、議案第53号、三次市手数料徴収条例等の一部を改正する条例(案)について討論を行います。討論ある方の討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第53号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

続いて、議案第54号、三次市消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う関係条例の整備等に関する条例(案)について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第54号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

続いて、議案第55号、三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

議案第55号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

続いて、議案第62号、動産の買入れの契約について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

議案第62号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

それでは、委員長報告に記載したほうがよい意見、要望がありましたら、本日付託された5議案、5条例のうちで申し述べてください。

澤井委員。

○澤井委員 議案第55号で、先ほど藤井委員も言われたように、普通財産で落とされて譲渡されたところはまだしもですが、譲渡できない場合で、市が管理していくという土地、そういう場合の管理ですよね。そうしたところの施設管理を十分に、周辺に迷惑のかからないような対応をしていたきたいと。

○杉原委員長 ほかに御意見ございますか。

藤井委員。

○藤井委員 今の62号のポンプ車の購入で。

○杉原委員長 議案に関しないことは一般質問等で言うてください。ここの委員長報告には載せら

れません。

お諮りいたします。本委員会の報告書の作成等につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 御異議なしと認めさせていただき、正副委員長でつくった上で、またタブレットのほうへまた配信を最終日までに行いますので、御確認をよろしくお願いいたします。

以上で議案の審査を終了とさせていただきます。

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和元年6月20日

総務常任委員会

委員長 杉原利明